

無 料 法 律 相 談

(障害者権利擁護相談事業)

1 対象者

障害のある方、障害のある方からの相談に携わっている相談員・事業所職員・市町村職員等（障害のある方本人からの相談申込み（法律相談受付票の作成・予約）については、県障害福祉課が行いますので、下記問い合わせ先までご連絡ください。）

2 対象案件

障害のある方が直面している財産、相続、労働、家族や福祉等に関する法律問題などで、弁護士に相談する必要があるもの

<例> ○財産管理・成年後見 ○金銭貸借問題 ○不動産問題
○雇用問題 ○相続問題 ○人権問題 ○犯罪被害 など

3 場所・月日（時間は、すべて 13:00~14:30）

和歌山市	和歌山弁護士会館（和歌山市四番丁5番地） 令和3年 6月 4日（金）、 6月18日（金）、 7月 2日（金） 7月16日（金）、 8月 6日（金）、 8月20日（金） 9月 3日（金）、 9月17日（金）、10月 1日（金） 10月15日（金）、11月19日（金）、12月 3日（金） 令和4年 1月21日（金）、 2月 4日（金）
田 辺 市	田辺保健所（田辺市朝日ヶ丘23-1） 令和3年 6月17日（木）、 7月15日（木） 9月16日（木）、 11月18日（木）
橋 本 市	伊都総合庁舎（橋本市市脇4-5-8） 令和3年 8月18日（水）、令和4年 2月16日（水）
新 宮 市	新宮保健所（新宮市緑ヶ丘2-4-8） 令和3年 7月28日（水）、令和4年 1月26日（水）

4 相 談 料 無料（予約制）

5 相談までの流れ ① 法律相談受付票に記入
② 和歌山弁護士会へFAX後、電話で予約確認
（相談日の2日前までに）
③ 予約日に相談

6 注 意 事 項 等 ① 相談時間は、45分
② 1案件につき1回限り
③ 面接による相談（和歌山市分のみ、電話相談が可能）

7 予約先・相談先（和歌山弁護士会）

電 話 073-422-4803（専用回線）

FAX 073-436-5322

8 問い合わせ先（和歌山県庁 障害福祉課）

電 話 073-441-2532 FAX 073-432-5567

法律相談受付票

相談員	氏名		所属等			
	住所					
	連絡先	TEL		/ FAX		
障害者	氏名		年齢	歳	性別	男女
	住所	TEL / FAX				
	障害種別	身体障害（ 肢体 視覚 聴覚 内部 その他 ） 知的障害 精神障害 発達障害 高次脳機能障害 難病等				
相談事項概略						
相談希望日	第1希望：令和 年 月 日（ ） : ~ 第2希望：令和 年 月 日（ ） : ~ 第3希望：令和 年 月 日（ ） : ~					
相談希望場所	和歌山 田辺 橋本 新宮					
相談希望方法	面接 電話 ※電話相談は和歌山市のみ実施					

※以下の欄は、記入しないでください。

受付 No.		受付日	令和 年 月 日（ ）	担当者	
相談日時	令和 年 月 日（ ） : ~			相談方法	
相談場所				担当弁護士名	

※ 本相談は、和歌山県からの委託法律相談事業に基づくものであり、本法律相談受付票及び相談報告書については、和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課が保管します。